

12月25日の敬天ブログに書いてありましたが
リアムインクの宅建業免許のことですが
法人が破産している場合は確かに廃業届出は必要です
問題なのは、宅建業法第66条にあるように法人の代表者が
破産した場合は宅建免許の取消事由にあたるということです。
現状ではっきりしているのは野口真紀氏が個人で破産しており
野口真紀氏が宅建免許を持っているリアムインクの代表者であるということです。
この時点で宅建業法により宅建免許の取消事由に該当しています。
ただし、都庁として宅建免許は書面審査しかできないために
本籍地にて発行される身分証明書に破産者であることが記載されない限り
取消することができないということです。
しかもPAGの河合氏は宅建免許の取消事由に該当しているということが
判明しているにもかかわらず引き続き取引を行っているということが問題なのです。
リアムインクが保有している宅建免許は外観上は確かに有効かもしれませんが。
しかしこのような法律の抜け穴を突くような会社が堂々と宅建業を
営んでいることが問題なのです。

(免許の取消し)

第六六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該免許を取り消さなければならない。

一 [第五条](#)第一項第一号、第三号から第三号の三まで又は第八号の二に該当するに至つたとき。

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が[第五条](#)第一項第一号から第三号の三までのいずれかに該当するに至つたとき。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに[第五条](#)第一項第一号から第三号の三までのいずれかに該当する者があるに至つたとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに[第五条](#)第一項第一号から第三号の三までのいずれかに該当する者があるに至つたとき。

五 [第七条](#)第一項各号のいずれかに該当する場合において[第三条](#)第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 [第十一条](#)第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までのいずれかに該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により[第三条](#)第一項の免許を受けたとき。

九 前条第二項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき又は同条第二項若しくは第四項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が[第三条の二](#)第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる